

## 2027年国際園芸博覧会の開催申請について

〔令和3年6月22日  
閣議了解〕

神奈川県横浜市における国際園芸博覧会については、2027年（令和9年）に開催することとし、国際博覧会に関する条約上の開催申請手続を進めることとする。

本国際園芸博覧会は、気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、我が国が培ってきた自然との関係性の中で、自然環境が持つ多様な機能を暮らしにいかす知恵や文化について、その価値を再評価し、持続可能な社会の形成に活用するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会を創造することを目的とする。

このため、国際園芸博覧会の開催申請を行うに当たり、国・関係地方公共団体・民間が協力して、その準備を進めるものとし、現下の厳しい財政事情を踏まえ、以下の方針を確認する。

- 1 今後具体的な計画の策定に当たっては、国際園芸博覧会として適正な規模・質としつつ、費用の観点から効率性を追求すること。
- 2 会場建設事業については、長期的地域整備との整合性を十分図ることとし、長期的地域整備により行われるべき土地造成、施設整備等は会場建設事業から除外すること。
- 3 会場建設費については、建設費総額に占める補助対象事業の割合を3分の2程度とし、残余の部分は民間資金等により対応するものとする。補助対象事業の部分については、国と関係地方公共団体が同率の割合で負担するものとする。
- 4 会場運営費は適正な入場料の設定等により賄うものとし、国庫による負担や助成は行わないこと。
- 5 国際園芸博覧会の開催に関連する公共事業については、その必要性等について十分な検討を行い、通常の公共事業費の中での適切な配分により対処することとし、新たに国及び地方公共団体による特別の財政措置は講じないこと。
- 6 国の所要経費は将来にわたり既定経費の合理化により賄うものとし、特別の措置は講じないこと。